



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年12月26日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	宮田	内線3069 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

令和7年10月分 毎月勤労統計調査結果

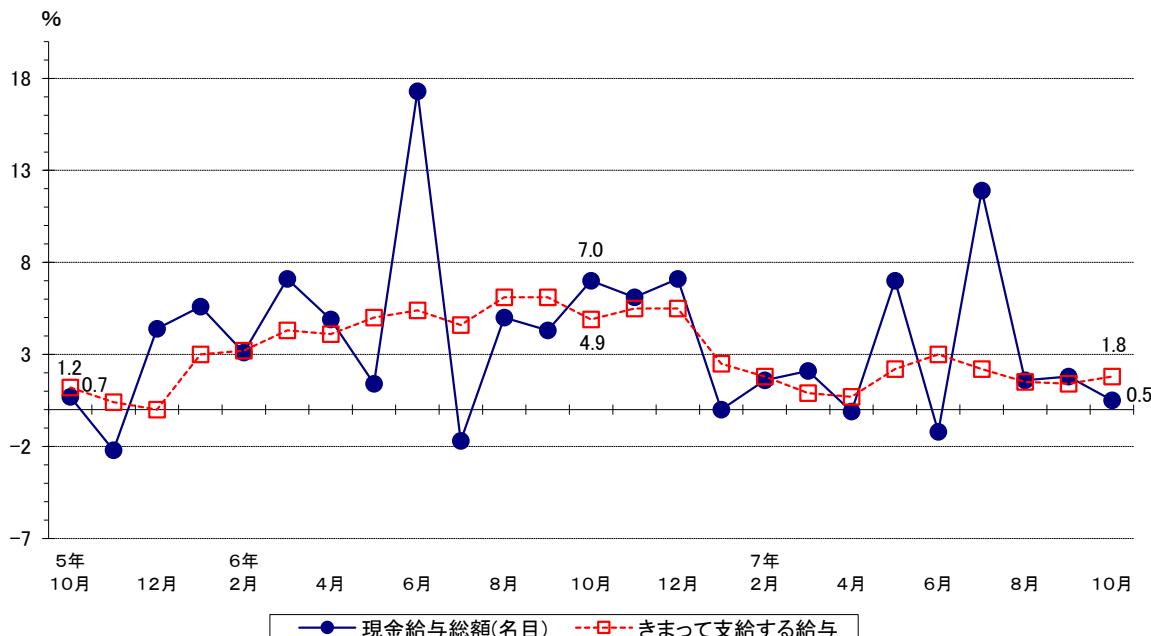
賃 金

- 10月のきまつて支給する給与は、規模5人以上で255,950円、前年同月比1.0%増で、6ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では289,954円、前年同月比1.8%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。
- 特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で260,608円、前年同月比0.2%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。また、規模30人以上では297,527円、前年同月比0.5%増で、4ヶ月連続で前年同月を上回った。

表1 賃金の動き

産業	現金給与総額			きまつて支給する給与			特別に支払われた給与				
	実数	指數	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	所定内給与	所定外給与	実数	前年同月差
【事業所規模5人以上】											
調査産業計	260 608	92.0	2.1	0.2	255 950	1.1	1.0	237 091	0.3	18 859	4 658 △ 2 038
建設業	359 665	99.5	△1.3	0.0	355 876	△1.5	△0.5	337 031	2.8	18 845	3 789 2 089
製造業	318 698	100.8	5.2	2.2	307 071	1.7	4.6	274 153	2.0	32 918	11 627 △ 6 488
卸売業、小売業	194 879	87.6	2.0	△8.5	188 244	△0.3	△8.4	179 564	△8.4	8 680	6 635 △ 658
医療、福祉	263 396	93.3	1.2	△1.3	262 195	1.2	△1.5	248 896	△1.5	13 299	1 201 850
【事業所規模30人以上】											
調査産業計	297 527	92.4	3.1	0.5	289 954	1.4	1.8	264 264	0.4	25 690	7 573 △ 3 281
建設業	361 277	84.6	0.5	△7.9	360 261	0.5	△7.3	328 442	△6.9	31 819	1 016 △ 2 817
製造業	342 328	101.2	5.4	△0.7	327 141	1.1	2.0	287 966	△0.8	39 175	15 187 △ 8 841
卸売業、小売業	222 801	91.7	7.9	4.1	206 052	△0.1	6.3	199 063	6.6	6 989	16 749 △ 3 265
医療、福祉	314 075	94.5	1.5	1.3	312 155	0.9	0.6	293 164	0.5	18 991	1 920 1 525

図1 賃金の動き(前年同月比)－規模30人以上・調査産業計－



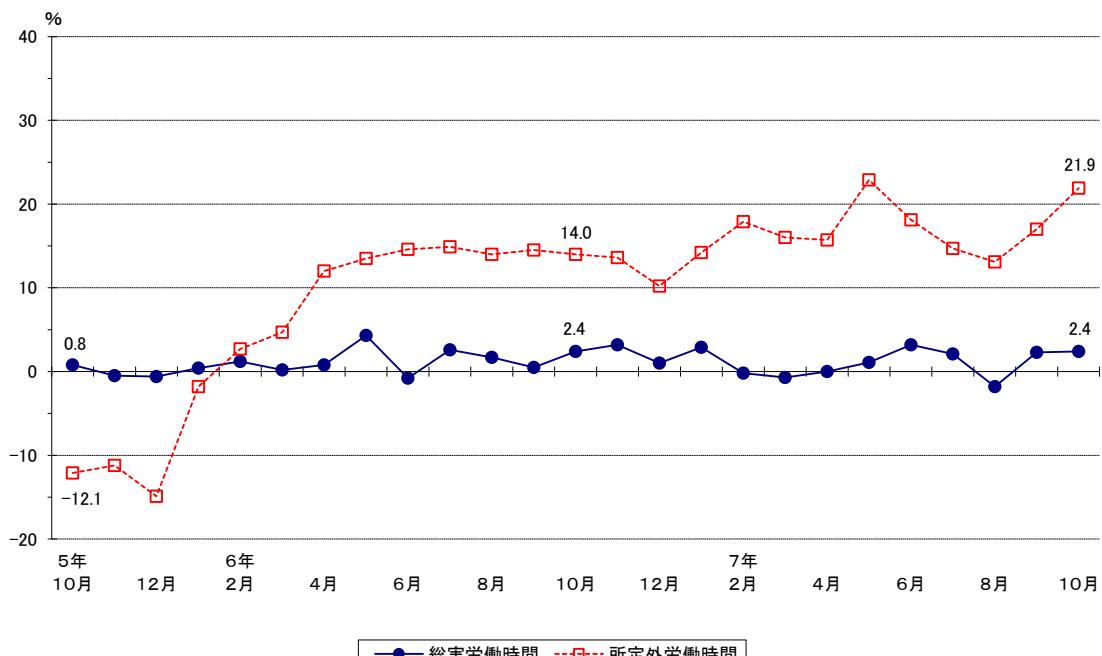
労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で139.0時間、前年同月比0.5%減で、4ヶ月連続で前年同月を下回った。
また、規模30人以上では154.2時間、前年同月比2.4%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で11.3時間、前年同月比16.5%増で、10ヶ月連続で前年同月を上回った。
また、規模30人以上では15.0時間、前年同月比21.9%増で、21ヶ月連続で前年同月を上回った。

表2 労働時間の動き

産業	総実労働時間							出勤日数		
	所定期間			所定外労働時間						
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前月差	前年同月差
【事業所規模5人以上】										
調査産業計	時間 139.0	101.9	2.2	△0.5	時間 11.3	7.6	16.5	18.1	0.4	△0.1
建設業	164.9	103.0	0.8	△4.8	10.7	△1.8	△28.2	20.4	0.3	△0.7
製造業	167.6	108.4	4.3	3.7	18.4	11.5	31.4	19.6	0.6	0.2
卸売業、小売業	115.8	91.5	△1.4	△5.6	5.3	1.9	△10.2	16.8	△0.2	△0.4
医療、福祉	129.6	99.8	2.5	△3.7	4.6	△4.2	△8.0	17.9	0.4	△0.3
【事業所規模30人以上】										
調査産業計	時間 154.2	108.4	3.9	2.4	時間 15.0	8.7	21.9	18.9	0.7	0.3
建設業	163.9	103.3	5.4	△0.5	15.0	0.7	△10.2	20.1	1.4	0.5
製造業	175.0	112.2	5.3	3.3	21.0	11.1	26.5	19.9	0.9	0.3
卸売業、小売業	125.5	99.1	△2.1	2.4	5.9	0.0	0.0	17.5	△0.5	0.4
医療、福祉	148.9	107.6	3.5	△1.6	5.6	△8.2	△13.9	19.2	0.7	△0.1

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



雇用

- 常用労働者数は、規模5人以上で747,147人、前年同月比2.6%増で、23ヶ月連続で前年同月を上回った。
- また、規模30人以上では416,787人、前年同月比1.3%増で、6ヶ月連続で前年同月を上回った。
- パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で29.2%となり、前年同月差3.6ポイント上昇した。

表3 常用雇用の動き

産業	常用労働者						労働異動	
	実数	指数	前月比	前年同月比	パートタイム労働者比率	パートタイム労働者比率前年同月差	入職率	離職率
【事業所規模5人以上】								
調査産業計	747 147	106.2	△ 0.1	2.6	37.0	2.7	1.77	1.48
建設業	36 700	105.4	1.1	2.9	6.0	0.8	1.83	0.77
製造業	186 926	104.1	0.2	0.4	15.4	0.9	1.03	1.12
卸売業、小売業	125 890	104.2	△ 0.7	1.0	57.3	2.5	1.21	1.83
医療、福祉	129 705	113.6	△ 0.2	5.3	43.2	9.0	1.07	1.21
【事業所規模30人以上】								
調査産業計	416 787	104.9	△ 0.6	1.3	29.2	3.6	1.42	1.37
建設業	13 798	120.6	△ 0.6	4.1	2.9	△ 2.9	0.09	0.63
製造業	139 952	104.4	0.1	△ 0.2	10.9	2.8	0.96	1.20
卸売業、小売業	47 786	112.2	0.3	5.9	60.7	1.2	1.24	0.97
医療、福祉	71 520	102.1	0.0	1.2	34.1	10.8	0.71	0.70

図3 常用雇用の動き（前年同月比）—規模30人以上・調査産業計—

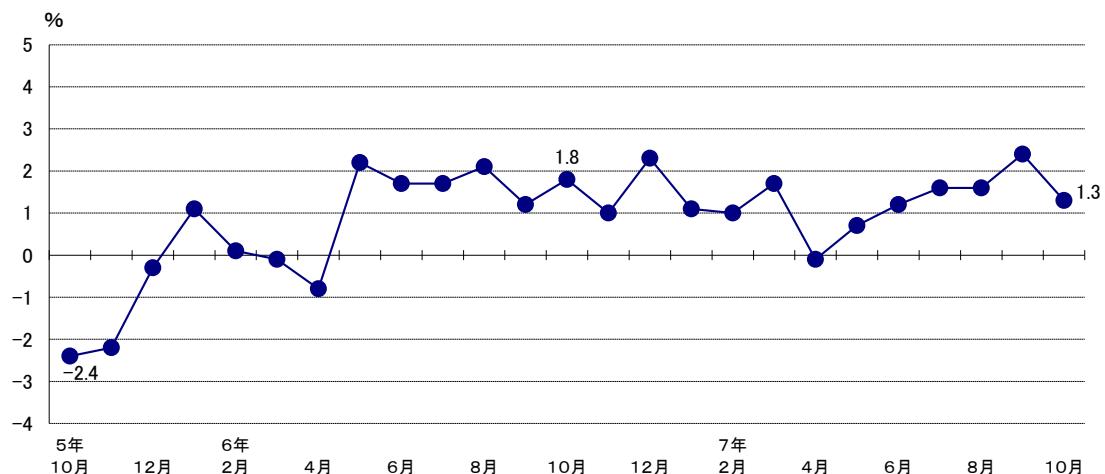
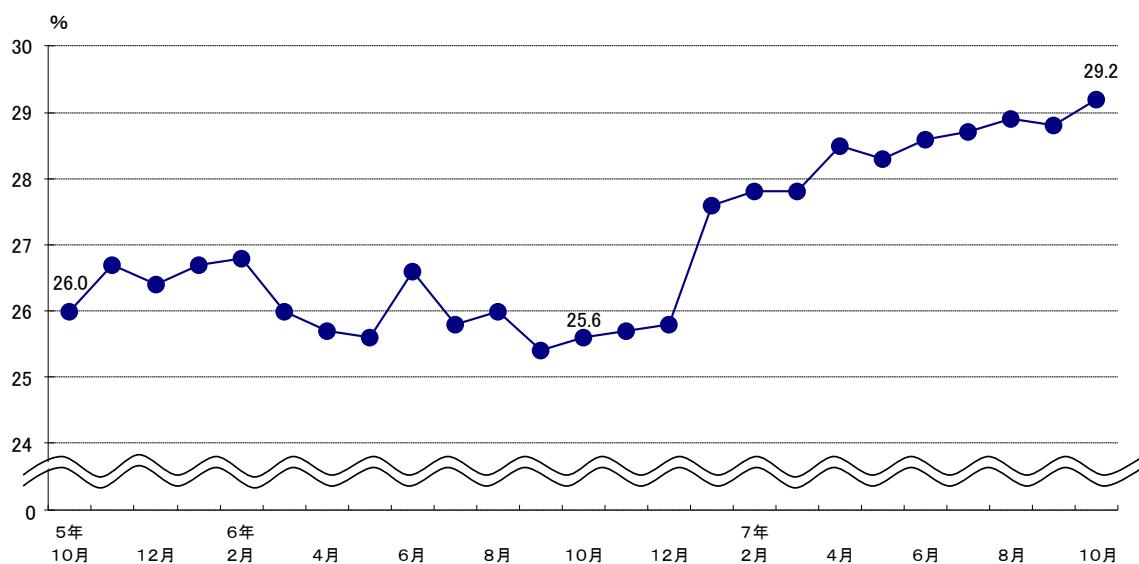


図4 パートタイム労働者比率の動き—規模30人以上・調査産業計—



【利用上の注意】

- 1 令和4年1月分公表時から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。
令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改定前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 2 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 調査対象事業所のうち30人以上規模の事業所の抽出方法は、従来の2~3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。
従来の総入替え方式においては、入替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。
- 4 令和6年1月分公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（令和3年経済センサス・活動調査）に基づき更新（ベンチマーク更新）した。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその増減率は、過去に遡って改訂している。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年（1月分以降）の前年同月比については、令和5年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
- 5 指数の算式
基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指標} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指標と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指標の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指標	各月の1人平均現金給与総額
総実労働時間指標	各月の1人平均総実労働時間数
常用雇用指標	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指標に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 6 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 7 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、毎月の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品販賣業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者5人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約800事業所を対象とする。

<統計課ホームページ>

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13376.html>